

令和3年8月27日

各町立学校長 様

斜里町教育委員会
教育長 岡田 秀明

緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）
日ごろより、各学校においては、児童生徒、教職員、保護者等が丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいております、心から感謝申し上げます。

さて、全道的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大がみられる状況にあることから、この度、国は緊急事態措置区域に北海道を追加し、全道域を緊急事態措置の対象として感染症対策を行うこととされ、道は、特に感染者数の急激な拡大がみられる石狩管内の市町村、小樽市及び旭川市を特定措置区域とし、より一層の強い対策を行うこととしました。

斜里町は、一般措置区域となりますので、北海道教育委員会からの令和3年8月26日付け、教健体第535号通知に基づき、各学校において、積極的な感染予防対策の実効性の確保を図ってください。

また、道において改正された警戒ステージを全道域で「ステージ4」に移行することに伴い、「新しい生活様式」を踏まえた行動基準を道内全域で「レベル3」に移行することとなります。これは、デルタ株による感染が児童生徒に広がっていること、道内各地域のまん延状況、医療提供体制等の状況を踏まえ、判断したものです。

各学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づくレベル3に応じた感染症対策を改めて確認の上、徹底した取組をお願いします。

なお、次の点に特に留意し、各学校において適切な対応をお願いします。

記

1 斜里町（一般措置区域）の学校における留意事項

【期間：8月27日（金）～9月12日（日）】

- (1) 道内においてもデルタ株による感染拡大がみられることから、発熱の有無にかかわらず風邪症状等が見られる場合は、症状がなくなるまで登校させないよう、改めて児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。
- (2) 新型コロナウイルスの感染者が出た学校や地域では、感染者やその家族への偏見・差別や、SNSによる誹謗中傷等が起こらないよう、日頃から児童生徒への指導の徹底を図ること。
- (3) 登下校・日課・授業
 - ① 衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策の徹底し、集団で行う活動は避けるなど、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わないこと。
 - ② 1人でも陽性者が判明した場合は、保健所の疫学調査が終了するまで、学級、学年、学校の臨時休業を幅広く実施し、その間はオンライン学習を実施すること。
- (4) 学校行事
 - ① 集団宿泊的行事（修学旅行や宿泊研修等）は、実施を見合わせる。
 - ② 感染のリスクが高い行事（運動会・体育祭や学校祭等）は、中止又は延期すること。
ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は可能とすること。
- (5) 部活動
 - ① 中体連が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、感染防止

対策を徹底し、活動を厳選（時間や人数、活動内容）するとともに、活動場所は自校内に限定して実施し、これ以外は休止とすること。また、感染リスクの高い活動（向かい合って発声したりする活動等）は、行わないこと。

- ② 健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染症対策の全校指導体制を確立すること。
- ③ 合宿など泊を伴う活動は、自粛すること。
- ④ 上記のほか、特別の事情がある場合は、町教育委員会に相談すること。
- ⑤ 大会等参加は、中体連が主催する全道、全国に直結する大会等に限ることとし、大会等への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染症対策を厳守すること。また、大会等への参加については、「大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和3年(2021年)8月26日付け教健体第536号)に基づき、適切に対応すること。
- ⑥ 活動内での感染を防止するため、特に次の点について留意すること。
 - (ア) 部活動中は、支障のない限りマスクを着用すること。
 - (イ) 部活動前後の会食等は控え、活動終了後速やかに帰宅すること。
 - (ウ) 健康観察を徹底するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状等がある場合は、部活動を休み、自宅等で休養すること。
 - (エ) 更衣室ではできる限り換気に努め、マスクを着用し、会話を控えること。
 - (オ) 水分補給用のボトルやタオルなどを共有しないこと。

2 臨時休業の取扱い

衛生管理マニュアルに基づくとともに、児童生徒等がPCR検査等を受検することとなった場合は、直ちに保護者等から連絡を受ける体制を整え、児童生徒と同居家族の感染状況を速やかに把握し、休業等の措置の準備をすること。受検者が陽性となった場合は、保健衛生部局(保健所等)や教育委員会と連携して、学級、学年及び全校での迅速かつ、幅広い休業等の措置を講じること。その後の保健所の疫学調査を踏まえ、休業等の期間や休業する学級等の範囲を適切に判断すること。なお、休業等の期間の長短にかかわらず、オンライン学習等により学びを保障するとともに、保護者が家庭で児童生徒の監護ができない場合や児童生徒の留守番が困難な場合等は、可能な範囲で学校等に居場所を確保するよう努めること。

また、児童生徒や同居家族の感染状況の把握に当たっては、十分家庭等と連携を図ること。なお、このことについては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて」（令和3年6月4日付け教健体第278号通知)を踏まえ、適切に対応すること。

(生涯学習課)